



令和2年6月30日

報道機関 各位

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業について

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により特に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育て負担の増加及び収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

今月 12 日に成立した国の補正予算(第2号)に、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、「低所得のひとり親世帯への追加的な給付」が盛り込まれ、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されることとなり、あわせて本市独自の上乗せとして、応援給付金を支給することとなりました。

給付金の支給対象者及び支給額は下記のとおりです。

支給対象者	支給額	
	基本額	追加額
ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給対象者	・1世帯につき5万円 (296 世帯)	・1世帯につき5万円 (204 世帯)
イ 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。)	・第2子以降1人につき3万円(159 人) 合計 455 人	※感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している者で、申出があった場合
ウ 感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者		

また、市独自の上乗せとして、子ども 1 人につき 1 万円を支給します。

【事業費内訳】

国 ひとり親世帯臨時特別給付金 29,770 千円

市 ひとり親世帯応援給付金 4,550 千円

令和2年6月分の児童扶養手当の支給対象者については、7 月下旬頃案内通知を発送し、基本額を 8 月中に振り込み予定です。その他の追加額等については、申請受付後審査を行い、順次支給をする予定です。

問い合わせ

鴨川市 健康福祉部 子ども支援課 子ども福祉係
担当:田中

TEL:04-7093-7113 FAX:04-7093-7115